

公 告

事後審査型一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年10月16日

新城市長 下江 洋行
(公 印 省 略)

管理番号		5081000218
件 名		新城地域文化広場自動火災報知設備改修工事
工事場所		新城地域文化広場（新城市字下川1番地1）
工 期		契約確定日の翌日から令和9年8月31日まで
工事概要		設計図書のとおり。
入札方法等		本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステムにより実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。その他、詳細は新城市電子入札実施要領及び新城市事後審査型一般競争入札実施要綱並びに新城市建設工事関係入札者心得による。
入札者に必要な資格	業 種	以下の要件をすべて満たす業者であること。 1 県内に契約先（本店又は契約営業所）を置く特定建設業許可を有する業者 2 電気工事（008－000）に登録がある経営規模等評価における総合評定値が850点以上の業者 3 ICカード取得業者 4 過去10年間（2016年度から2025年度まで）に県内の地方公共団体において自動火災報知設備工事の契約実績がある業者
	地域要件	
	総合評定値（P）	
	そ の 他	(1) 当該工事業種について、令和8・9年度に新城市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。 (3) この公告の日から開札の期間において、新城市から指名停止（見合わせを含む）を受けていないこと。 (4) この公告の日から開札の期間において、「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
入札参加申請（申込）		本入札の参加希望者は電子入札サブシステムにより、当該入札案件に対し一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。
入札参加申請書の提出期間		令和8年10月16日 09:00 から 令和8年10月22日 17:00 まで
設計書に係る質問		(1) 提出期間 令和8年10月16日 09:00 から 令和8年10月23日 12:00 まで (2) 提出場所 総務部 財政課 メールアドレス cals-ec@city.shinshiro.lg.jp (3) 質問書の提出は、総務部財政課から配布する所定の様式により行うものとする。 (4) 質問書の提出は、提出場所へ持参又はメールするものとし、郵送のものは受け付けない。
質問に対する回答		(1) 回答期限 令和8年10月27日 14:00 まで (2) 方法 あいち電子調達共同システム（CALS／EC）「入札情報サービス」の入札公告ダウンロードページ内に掲載する。
設計書の配布		本工事の設計書及び設計図面（以下「設計書等」という。）は、本日より、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における「入札情報サービス」からダウンロードする方法により配布する。
契約条項を示す場所		総務部 財政課
入札書及び工事費内訳書の提出期間		令和8年10月30日 09:00 から 令和8年11月2日 16:00 まで
開札予定日時及び開札場所		令和8年11月4日 09:15 総務部 財政課

入札保証金	新城市契約規則第 10 条第 1 項に該当する場合は免除
契約保証金	契約金額の 10 分の 1 以上
契約書作成の要否	要
予定価格	金 73,656,000円（消費税及び地方消費税を含む金額） （比較価格）金 66,960,000円（消費税及び地方消費税を含まない金額）
最低制限価格	事後公表
入札参加資格の確認	入札参加資格は、新城市事後審査型一般競争入札実施要綱に基づき開札後に確認する。
落札者の決定	予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札した者を第一順位の落札候補者とする。 第一順位の落札候補者から入札参加資格要件に基づき、審査を行う。審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者に通知するものとする。なお予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札者候補者順位を決定する。
落札候補者が提出する書類	一般競争入札参加資格報告書
一般競争入札参加資格報告書の提出	第一順位の落札候補者は、一般競争入札参加資格報告書（様式 1）の提出を指示した日の翌日から起算して原則として 2 日（新城市の休日を含める）を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を含まない。）以内に提出しなければならない。
参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	入札参加資格報告書の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を電子入札サブシステムにより通知する。この通知を受けた者は、通知の日から起算して 3 日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。
入札の無効	(1) 新城市建设工事関係入札者心得第 4 条に該当する入札 (2) 予定価格を超えた入札 (3) 工事費内訳書を提出しない入札 (4) 最低制限価格未満の入札
前払い金	新城市建设工事請負契約約款第 36 条第 1 項の前払金については、請負金額 500 万円以上の工事につき、10 分の 4 の割合を乗じて得た額（当該金額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）以内で支払を請求することができる。 なお、中間前払金と部分払については、「新城市公共工事に係る前金払取扱要綱」及び新城市建设工事請負契約約款の記載に基づき支払うことができる。 ただし、歳出予算の範囲内、かつ、請負代金額に基づき請求することができる。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用	無
議会の議決	無
その他	(1) 入札執行回数は、1 回とする。 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 本市に談合情報が寄せられたときは、入札の執行を延期若しくは中止することがある。 (4) 建設業法に従い必要な建設業許可を有し、適切な主任技術者等を配置すること。（入札参加資格確認申請の日以前 3 ヶ月以上の雇用関係にある者） (5) 建設業法により、下請け代金の総額が 4 千万円以上（建築一式工事の場合は 6 千万円以上）となる場合には、特定建設業の許可が必要。 (6) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 親会社と子会社の関係にある場合 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 オ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 カ その他上記ア～オと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合